



新婚世帯の皆様へ

新婚世帯の皆様がパートナーの方と共に
新生活をスタートさせるための費用を
市が支援します。

会津若松市

結婚新生活支援事業 補助金のご案内

申請期間

令和8年7月1日



令和9年3月12日
まで

・予算の上限に達し次第受付終了予定
・申請期間後に婚姻する予定の方などは
事前にご相談ください。

補助額の上限

夫婦共に婚姻日における
年齢が29歳以下の世帯

60万円まで

その他の世帯(39歳以下)

30万円まで

対象世帯

令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻届を提出した
夫婦で、以下の要件等をすべて満たす夫婦

- 婚姻日(婚姻届を提出した日)時点の年齢が、夫婦共に39歳以下
- 令和7年(2025年)の夫婦の所得合計が500万円未満(夫婦の双方または一方の貸与型奨学金の年間返済額を控除する)
- 夫婦が共に会津若松市に住民登録しており、住民票の住所が費用の補助を申請する住所の所在地となっていること。
- 市税の滞納がないこと、他の住宅及び引越に関する公的補助等を受けていないこと。
- 以下に掲げるいずれかの講座等を夫婦共に実施したこと。
 - ◎市が指定するライフデザイン等に関するWEB講座
※本市が案内する右記二次元コードから入るWEB講座(10分程度)視聴でも可
 - ◎プレコンセプションケア健診を受診
 - ◎医療機関への妊娠・出産に関する相談



本市が案内する
WEB講座はこちらから

対象となる経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日(補助対象期間)

に婚姻に伴い会津若松市に居住するために支払った住居費用及び引越費用

住宅の取得費用*

住宅のリフォーム費用*

賃貸住宅の契約に基づく

敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費

鍵の交換費用、清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料

引越費用(家財の運送費用、荷造り等のサービス費用)

*取得した住宅やリフォームの支払いが令和9年度になる見込みの世帯については、認定制度がありますのでご相談ください。

※裏面もご覧ください。

詳細についてはホームページ(右下の二次元コード)をご覧ください

お問い合わせ先

会津若松市役所 シティプロモーション課

TEL:0242-39-1202 FAX:0242-39-1402

E-mail:promotion@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

受付時間 8:30～17:15(土日祝日を除く)



提出書類について

- 全員が提出する書類 -

- ①会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ②婚姻届受理証明書または戸籍謄本(※コピー不可)
- ③住民票の写し(※コピー不可)
- ④夫婦の令和7年(2025年1月~12月)分の所得・課税証明書(※コピー不可)
- ⑤同意書兼誓約書(第3号様式)
- ⑥会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(第4号様式)
- ⑦債権者登録申請書
- ⑧必要書類等チェックリスト

※①⑤⑥⑦⑧の書類については、市のホームページからダウンロードできる他、シティプロモーション課でも配布しています。
※②③については、市の窓口やコンビニ等でも取得できます。
※④については、市の窓口で取得できます。
(②③は申請日から起算して過去3ヶ月以内に取得したものに限りです。)

- 該当する方のみ提出する書類 -

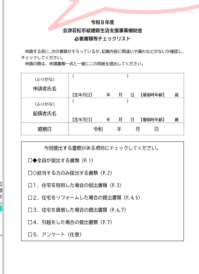
- ◎貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(返還証明書の写しなど)

- 提出する書類の詳細と注意点 -

手引き



チェックリスト



- ◎提出する書類の詳細と注意点は、右記の「手引き」及び「チェックリスト」をご覧ください。シティプロモーション課で配布している他、市のホームページからダウンロードできます。

※市では書類のコピーをとりませんので、お手数ですが各自でご準備していただきますようお願いいたします。

- 住宅を取得した場合の提出書類 -

- ◎住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し
- ◎領収書の写し
- 【住宅ローン支払いの場合】
- ◎金銭消費貸借契約書等の写し
- ◎ローン返済予定表の写し
- 【婚姻日より前に住宅を取得した場合】
- ◎取得日(引き渡し日)が分かる書類(引き渡し証明書など)
- 【夫婦の一方または両方が会社等に勤務している場合】
- ◎住宅手当支給証明書(第2号様式)または申請に対応する月数分の給与明細書の写し

- 住宅をリフォームした場合の提出書類 -

- ◎住宅の工事請負契約書または請書の写し
- ◎領収書の写し
- 【リフォームローン支払いの場合】
- ◎金銭消費貸借契約書等の写し
- ◎ローン返済予定表の写し
- 【賃貸住宅をリフォームした場合】
- ◎住宅の賃貸借契約書の写し
- 【夫婦の一方または両方が会社等に勤務している場合】
- ◎住宅手当支給証明書(第2号様式)または申請に対応する月数分の給与明細書の写し

- 住宅を賃借した場合の提出書類 -

- ◎住宅の賃貸契約書の写し
- ◎領収書の写し
- 【夫婦の一方または両方が会社等に勤務している場合】
- ◎住宅手当支給証明書(第2号様式)または申請する賃料等に対応する月数分の給与明細書の写し

- 引越をした場合の提出書類 -

- ◎引越費用の領収書の写し
- 【夫婦の一方または両方が会社等に勤務している場合】
- ◎申請する引越に対応する月の給与明細書の写し

※上記書類の他にも内容に応じて添付する書類等があります。

補助金に関するお問い合わせやご相談をお考えの方へ

窓口での申請、ご相談を希望される方は、事前に電話予約の上ご来庁ください。
予約なしの来庁には対応できない場合があります。

シティプロモーション課
0242-39-1202
受付時間 平日8:30~17:15
(年末年始、土日祝日を除く)

申請、相談希望日時の事前予約を
お願いします

ご予約は平日午前9時から午後5時
(年末年始、土日祝日を除く)の間の1時間単位で承ります。

申請、相談の当日は
ご予約のお時間までにご来庁ください

相談時、申請する住宅の契約書や
領収書を持参いただくと
より具体的にご案内できます。

補助金に関するお問い合わせやご相談は、電話またはメールでも受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

会津若松市役所 シティプロモーション課
TEL : 0242-39-1202 E-mail : promotion@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp